

台北庶民信用組合について

Research on Taipei people Credit Union

松田吉郎*
MATSUDA Yoshiro

本論文は日本統治時代台湾に設立された台北庶民信用組合を分析した。

昭和3年(1928)に台北市に設立された台北庶民信用組合は従来の信用組合には加入できない台北州、台北市内日本人中小産業者及び庶民のための組合であった。台北州方面委員後援会が母体となり、台北州からの資金援助と、1口5円という低額出資金により、一般庶民の加入により設立された、言わば台北州の社会事業の一環として設立された信用組合であった。組合長、理事、監事には台北州の官僚、地元の名望家が入り、実際の運営は台北州社会事業主事の中村不羈が中心になって行っていた。

議決方式は台湾の一般形式の総代会方式をとっていた。

事業内容は、組合員を特別組合員と普通組合員に分け、特別組合員への配当は少なくし、普通組合員への配当を多くした。しかし、実際の組合員への配当は出資額の六分であり、これは台北州では低率であり、日本内地並であった。また貯金を奨励し、貯金総額の範囲内で貸付を行い、創立以来毎年剰余金を生み出し、健全経営が行われていた。

この台北庶民信用組合の設立により、台北州においては中小産業者の下級階層の人々も信用組合に加入したことにより、従来の中小産業者の上級階層の人々からなる信用組合とともに、台北州においては、日本人全体をほぼ網羅した信用組合制度が整ったことが明らかとなった。

キーワード：信用組合 産業組合 社会事業

Key words : Credit Union, Industrial Union, Social relief business

はじめに

筆者は既に日本統治時代台湾の産業組合の概要を明らかにし⁽¹⁾、また、台湾最古の信用組合である台北信用組合について小稿を発表した⁽²⁾。この台北信用組合は明治44年(1911)に設立された、台北市の日本人中小産業者の上位階級の人々からなる組合であった。しかし、一方では台北には日本人中小産業者の下位階級及び貧困者も多数存在した。これらの下層階級のために組織された台北庶民信用組合の歴史的経緯、事業内容、構成員の内容を明らかにし、同信用組合の意義について考えたい。

I 台北庶民信用組合設立の経緯

台湾において産業組合は明治44年(1911)に台北信用組合等が成立し、その後、大正2年(1913)に台湾産業組合規則が公布され、台湾総督府の奨励のもとで全島の組合が成立した⁽³⁾。産業組合は信用、購買、利用、販売の4種に分かれるが、台湾では特に金融部門の信用組合の比重が高かった。また、明治44年から大正初期は日本人の組合が多く設立されたが、第一次世界大戦(1914~18年)を契機とした好景気、台湾総督府の積極的推進により、台湾人経営の組合が数多く設立され、日

本人組合を圧倒する規模に達していた。

さて、台北における信用組合は台北信用組合、稲江信用組合、艋舺信用組合等があったが、これらは創立後既に十数年たち、組合の基礎も「健實」であり、組合の持分も出資金その他の積立金とを通算するといずれも百円以上となり、「此等組合を利用し得るものは大部分商工業者中に於ても資力を有し、ほとんど銀行業を利用すると同様」であり、「中小産業者の利用には組合の加入条件が容易ならざる爲め之れが利用は困難とせられて居り」⁽⁴⁾と言われ、台北信用組合等の既設信用組合は資力を持ったものでないと組合員になれなかった。従って、「内地人小商工業者は金融の方法に就いては信用組合の利便の恩恵に浴する事尠く無盡、頼母子、又は個人の高利貸業者より甚だしきは月利五分乃至六分の高利を支拂ひ更に金融の仲介者と稱するものが、高利貸業者に寄生して仲介の謝金として三分乃至五分の手数料を取り然も償還期限が二箇月乃至三箇月の短期を以て期限到来の日には、證書の更新をなすが如き場合には當初の取引同様に、手数料として三分乃至五分の口銭を搾取さるゝが如き、庶民階級程金融上には最も高利を支拂って居る實情である」⁽⁵⁾と言われた。従って、日本人の小商工業者

*兵庫教育大学第2部(社会系教育講座)

平成16年4月28日受理

は高利貸から資金を借らないわけにはいかず、「小産者は商賣にて失敗するものでなく實に高利貸の飼食となって倒産するのが通例であり、市内に相當の店舗を持つ商人に於て此等高利貸業者の爲めに倒産せるもの多きを見る」⁽⁶⁾とまで言われていた。

従って、「臺北市内の庶民階級者の金融的救済の聲は自然社會問題化せんとして居る、此の儘にて推移せば内地人庶民階級は自滅の外はない、此等の救済的方法として最も適切なる庶民信用組合の設立は焦眉の問題となり、臺北州方面委員間に於ては緊急の問題として凝議せられ、茲に昭和三年八月、當時の貝山商工係長の設立に對する創案により教育課の樋口氏が主として社會政策的見地より創立準備に手を染め茲に成案を得て方面委員を發起人として組合設立を見るに至つたのである」⁽⁷⁾。即ち、昭和3年(1928)8月、貝山好美臺北州商工係長が創案し⁽⁸⁾、同州教育課の樋口氏が創立準備を進め、方面委員を發起人として組合設立を見たのであった⁽⁹⁾。

台北庶民信用組合の設立問題は臺北州方面委員總會に議題が上り、昭和3年3月に社會政策的見地に基いて州当局及台北市方面委員を發起人として組合設立の準備が進められた。同組合の設立は臺北州方面委員後援會の事業中最も重要なもので庶民信用組合を設立するために同後援會が出来たと言っても過言ではなかつた⁽¹⁰⁾。

II 台北州方面委員後援會

上述したように台北庶民信用組合の設立の母体となつた台北州方面委員後援會の創立目的を見てみよう。

創立趣意

社會の實状は益々方面委員の活動に俟つべきもの多きを加へつゝある狀勢なり、然るに從來の實績に徴するに救済機關不備の爲め方面委員の活動も自然に制御を加へられ十分に其の機能を發揮する事能はざる狀況なるは洵に遺憾とする處なり、方面委員をして充分に其の機能を發揮せしめ方面制度の使命を全うせしめんとするには有力なる後援機關を設置し他の救済機關の施設の及ばざる處を補ひ方面委員をして敏速に救済上の處置を爲さしむると共に根本的救済又は改善策として方面カード登録者を網羅して庶民信用組合を設立の後援會援助の下に小資本の金融を圖り貯金を奨励し動もすれば放縱に流れ易き細民に勤儉貯蓄の美風を涵養して生活の安定を得せしむるの必要ありと認む而して庶民信用組合員に對し可成有利の配當を爲す爲め創立當初數年間の人件費及宣傳費等は後援會に於て助成し尙方面委員篤志家を特別組合員として出資を豊富にし而も特別組合員には普通組合員に比し配當率を少にし因つて生ずる利益は可成貯金利率の引上等に充當し多數組合員の利益を圖り組合の基礎を鞏固ならしめんとす。

此の創立趣意書にある後援會の事業として「庶民信

用組合創立當初數年間の人件費及宣傳費等は後援會に於て助成す」とありますが此れは臺北州方面委員後援會の事業として此の庶民信用組合設立に必要な事業資金として當時の後援會長たる臺北州知事吉岡荒造氏の名を以て大正十五年三月十七日附を以て總督府に金五千圓の補助金下附を申請し同月三十日附を以て補助金下附の指令の交付を受けたのであります。此の補助下附の命令條件として庶民信用組合の助成に關しては特に左の事項に注意すべし。

- 一、組合産業の基礎を鞏固にする事
- 二、組合員に共存同榮の精神を鼓吹し勤儉力行の氣風を涵養する事
- 三、貯蓄奨励に關し特別の施設を爲す事⁽¹¹⁾

以上の趣意書に基いて準備が出来上がったが、「此種組合の經營は何分初めてのことであり實行上相當難關も横つてゐたので種々研究に研究を重ね漸く成案を得て昭和三年三月十六日大體發起人の顔も揃ひ正式に設立認可申請書を提出した」⁽¹²⁾と言われている。

當時の台北庶民信用組合創立の理由は「社會生活の改善向上に就ては社會各階級を通じて互に協心戮力するに非ざれば其の目的を達成する能はざるを以て曩に當州に於ては方面委員制度を設置し之が改善向上に努めつゝあるも各種救済機關不備の爲め十分に其の機能を發揮し得ざる感なしとせず。現在臺北市方面委員の調査による臺北市内に於ける生活困難とも云ふ可き圈内にある者は戸數約三千五百、人口に於て一萬餘にして此れが根本的救済は此等の階級者に對し小資本の金融を圖り貯金を奨励し以て生活を向上進展せしめ健全なる社會建設に資する爲め本組合の創立は刻下の急務と認めらる、而して本組合は此等の階級者に勤儉力行を奨励し生活向上の援助を與ふると共に一面富者の餘力を籍り貧富強弱相率ひ社會共存共榮の目標に向つて漸進し以て所期の目的を達せんとするにあり」⁽¹³⁾と言われ、台北市内の日本人生活困難者3500戸10,000余人を救済するために、即ち、その貯金奨励、小資本の融通のために設けられたものであった。

III 台北庶民信用組合創立總會

台北庶民信用組合は昭和3年3月16日付で設立許可を申請し⁽¹⁴⁾、同年8月14日指令第1630号によって許可された⁽¹⁵⁾。本組合は他の信用組合とは異なり社會政策的に出発して設立した組合であるから、組合員の構成にも趣を異にし、募集上においても特別組合員と普通組合員の二種に分けて募集した⁽¹⁶⁾。特別組合員とは自己の出資に對してある程度の利益配當に甘んじ残余の利益を経済的後援の意味で普通組合員の利益配當の増加にあて、普通組合員をして益々貯蓄心を涵養させ、生活の安定を援助するために出資する篤志組合員を言う⁽¹⁷⁾。これに對して普通組合員とは通常配當の外に特別配當を受ける

者で方面カード登録者またはこれに類する者をいう⁽¹⁸⁾。出資金額は一口五円とし、出資の拂込方法は第一回の払込一口につき五十銭とし、第二回以後の払込は毎月末日金五十銭以上とし、希望によっては一時に金額を払い込む事も差し支えないようにした。普通組合員に対しては組合加入予約者として一口金五銭以上を組合に貯金させ五十銭にまとまった時に組合員として加入させる方法もとった⁽¹⁹⁾。

このように一口5円の出資金額は全島の産業組合の中で最低の金額であるだけでなく、出資方法も分割を可能とするなど、日本人庶民に加入しやすい便法をとっていた。

同年9月4日に出資払込完了届を台北州に提出し、法人として設立を終えた。第一回の払込状況は出資総口数1006口、払込済出資金539円であった⁽²⁰⁾。

以上の準備が整った後の9月10日午後1時40分から台北州庁会議室において創立総会を開催し、勸業課長、大脇属、組合員92名の出席があった。組合当事者としては同州教育課長三輪幸助が開会の辞、挨拶を行い、次に会議に入り、以下の事項が決議された⁽²¹⁾。

- 臺北庶民信用組合臨時總會（九月十日）決議事項
- 一 本事業年度に於ける借入金最高限度金一千圓也
 - 二 本事業年度に於ける同一組合員に貸付すべき最高限度金二百圓也
 - 三 第二回以後の出資拂込方法
出資一口につき毎月末日迄に金五十銭を拂込ものとす
 - 四 取引銀行及取引信用組合
三十四銀行、臺北商工銀行、臺北市内各信用組合
 - 五 信用評定委員
方面委員を選任
 - 六 組合經營方針
 - イ 本組合の通常配當は當分の間之を行はず但し獎勵配當は此の限にあらざ
理由 組合の基礎鞏固となる迄は方面委員後援會より約五箇年を限り補助を受くることとなり居るを以て此の間に可成速かに組合の基礎を鞏固となす必要あり
 - ロ 組合員の種類
 - 1 普通出資者（事業案内の印刷物の通）
 - 2 特別出資者（同）
理事會決議
 - 一 事業開始 九月十一日
 - 二 貯金の利率 日歩一錢五厘
 - 三 貸付金の利率 日歩三錢
- 因に同組合の九月二十四日現在業態は左の如くである。
- 組合員 二三人 出資口數 一、五一一口

出資金 七、五五五圓 組合員貯金 二〇〇一四四圓

貸付金 一五人 一、一七〇圓

尚、三輪幸助氏新高郡守に轉任に付當分の内州地方課長名和仁一氏組合長の職に當ることゝなつた。⁽²²⁾

以上の決議事項を見ると、この台北庶民信用組合は台北州庁、方面委員が社会的事業として創立したもので、同州庁の教育課長三輪幸助が開会の辞を行った⁽²³⁾。また、彼が転勤したために、当面は地方課長の名和仁一が組合長を勤めることになった⁽²⁴⁾。

IV 台北庶民信用組合定款

台北庶民信用組合の定款は以下の通りである。以下の史料は昭和10年（1935）時点のもので、58の条文からなっているが、創立時の定款は最後の第58条がなく、合計57条からなっていた⁽²⁵⁾。

有限責任臺北庶民信用組合定款

第一章 總則

第一條 本組合ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一 組合員ニ産業又ハ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト

二 加入豫約者及組合員ト同一ノ家ニ在ル者公共團體又ハ營利ヲ目的トセサル法人若ハ團體ノ貯金ヲ取扱フコト

三 組合員相互ノ救濟ヲ圖ルコト

第二條 本組合ハ有限責任臺北庶民信用組合ト稱ス

第三條 本組合ノ組織ハ有限責任トス

第四條 本組合ノ區域ハ臺北州臺北市一圓トス

第五條 本組合ハ主タル事務所ヲ臺北州臺北市京町一丁目五十二番地ノ五二ニ左記ニヶ所ニ從タル事務所ヲ設置ス

臺北市樺山町一番地

臺北市新起町三丁目四十八番地

第六條 組合員ハ本組合ノ区域内ニ住居シ且獨立ノ生計ヲ營ム者ニ限ル加入豫約者ノ資格亦同ジ

第七條 組合員又ハ加入豫約者ハ本組合ト同一ノ目的ヲ有スル他ノ組合ニ加入シ又ハ加入ノ豫約ヲ爲スコトヲ得ス但シ理事會ノ承認ヲ經タルモノハ此ノ限ニアラス

第八條 産業組合法ニ基ク公告ハ本組合ノ揭示場ニ揭示シ且所轄地方法院ノ登記公告ヲ爲スヘキ新聞紙ノ一ニ掲載ス

第九條 本組合ノ存立時期ハ三十年トス

第十條 組合員ノ持分ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム

一 出資金ニ對シテハ出資額ニ應シ算定ス

二 準備金ニ對シテハ其増加額ヲ拂込済出資累計額ニ應シ年度毎ニ算定加算ス

準備金ヨリ損失ヲ補填シタル時ハ前年度ニ於ケル持分ニ按分シテ控除シ持分ヲ算定ス

三 其ノ他ノ財産ニ對シテハ本組合解散當時ノ組合員ニ限り持分ヲ有シ其割合ハ拂込済出資額ニ應スルモノトス

組合財産カ出資額ヨリ減少シタルトキハ出資額ニ應シ持分ヲ算定ス

第一項第二號ノ持分計算ニ付テハ圓位未満ノ基礎金額ハ之レヲ切捨ツルモノトス

第二章 出資及積立金

第十一條 出資一口ノ金額ハ金五圓トス

第十二條 出資第一回拂込金額ハ一口ニ付金五十錢トス但シ第五十條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 第一回後ノ出資拂込ハ配當スヘキ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノノ外出資一口毎毎月末日迄ニ金五十錢以上ヲ拂込ムモノトス

第十四條 出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後日歩四錢ノ過怠金ヲ徴収ス

第十五條 準備金ハ出資總額ノ二倍トシ其ノ額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツルモノトス

第十六條 出資拂込過怠金及第五十七條ニ依リ拂戻ヲ爲シタル持分ノ殘額ハ之ヲ準備金ニ繰入ルルモノトス

第十七條 剩餘金ヨリ準備金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シ仍殘額アルトキハ其ノ五分ノ一以上ヲ共濟積立金、獎勵積立金其ノ他ノ特別積立金トシテ積立ツルモノトス

第十八條 共濟積立金及獎勵積立金ハ總代會ノ決議ニ依リ組合員又ハ貯金者ノ内其ノ必要ヲ認メタルモノニ交付スルモノトス

特別積立金ハ總代會ノ決議ニ依リ之ヲ處分ス但シ其ノ一部ハ理事會ノ決議ヲ經テ退職役職員ノ慰勞金トシテ支出スルコトヲ得

第十九條 準備金其ノ他ノ積立金ハ郵便局若ハ總代會ノ承認ヲ經タル銀行信用組合其ノ他ノ團體ニ預入レ又ハ之ヲ以テ左ノ有價證券ヲ買入ルルノ外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス但シ毎年總代會ノ承認ヲ經テ事業資金ニ融通スルコトヲ得

一 國債證券貯蓄債券、勸業債券、地方債證券

二 特別ノ法令ニ依リ設立シタル會社ノ社債券

第三章 組合ノ機關

第二十條 本組合ニ理事十一名監事五名ヲ置ク

理事ハ組合長一名ヲ互選ス

組合長ハ事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス組合長事故アルトキハ理事ノ互選ニ依リ其ノ代理者ヲ定ム

第二十一條 理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トシ事業年度ニ從フモノトス但シ再選ヲ妨ケス

組合長ノ任期ハ理事ノ任期ニ從フ

補缺選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

理事及監事ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就任スルマテ仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十二條 理事又ハ監事ニ闕員ヲ生シタルトキハ次期通常總代會ニ於テ之カ補闕選舉ヲ行フモノトス但シ必要サ（ア）リト認メタルトキハ臨時總代會ヲ召集シ之カ補闕選舉ヲ行フコトヲ得總代會カ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ同時ニ其ノ補闕選舉ヲ行フモノトス

第二十二條ノ二 本組合ハ産業組合法第三十八條ノ二ニ依リ總代會ヲ設ク

第二十二條ノ三 總代ハ左ノ選舉區毎ニ組合員三十名ニ付一名ヲ選出スルモノトス但シ組合員ニ端數ヲ生シ十五名ニ滿タサル場合ハ之ヲ切捨テ十五名以上ノ場合ハ一名ヲ選出ス組合員三十名ニ滿タサル選舉區ハ一名ヲ選出スルモノトス

第一區 大正町。御成町。宮前町。圓山町。三橋町。大宮町。樺山町。上埤頭。中崙。朱厝崙。下埤頭。大直。西新庄子。中庄。

第二區 幸町。東門町。旭町。福住町。新榮町。千歲町。錦町。大安。六張犁。

第三區 兒玉町。佐久間町。龍口町。川端町。馬場町。南門町。古亭町。水道町。富田町。下内埔。

第四區 若竹町。八甲町。堀江町。西園町。東園町。龍山寺町。老松町。新富町。綠町。有明町。柳町。

第五區 新起町。元園町。入船町。

第六區 西門町。末廣町。壽町。築地町。濱町。

第七區 京町。大和町。乃木町。書院町。

第八區 表町。本町。榮町。明石町。文武町。北門町。

第九區 大平町。永樂町。港町。大橋町。泉町。

第十區 建成町。下奎府町。上奎府町。日新町。

蓬萊町。大龍峒町。河合町。

前項ノ組合員ハ選舉ヲ行フ前年度末現在數ニ依リ總代ハ其ノ選舉區内ノ組合員増減スルモ次期選舉迄ハ變更セサルモノトス

第二十二條ノ四 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ總代タルコトヲ得サルモノトス

一 法律上無能力ト認メラルル者

二 本組合ニ加入シ六箇月ヲ經過セサル者

第二十二條ノ五 總代ノ選舉ハ組合長之ヲ管理シ監事ノ立會ヲ以テ之ヲ行フモノトス

第二十二條ノ六 總代ノ選舉ハ投票ニ依リ連記無記名ヲ以テ之ヲ行フモノトス但シ選舉區ノ出席組合

員過半数ノ同意アルトキハ指名選挙ニ依ルコトヲ得ルモノトス
投票選挙ノ結果有効投票ノ多キモノヨリ順次當選人トス但シ同票ナル場合ハ年長者ヲ以テ當選トシ同年ナル場合ハ抽籤ニヨルモノトス
第二十二條ノ七 投票選挙ノ方法ハ本定款ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外本組合ノ理事監事選挙ノ規定ヲ準用ス
第二十二條ノ八 總代ノ任期ハ二箇年トス但シ再選ヲ妨ケス
辭任其ノ他ノ事由ニ因リ總代缺員ヲ生シタルトキハ次期改選迄待ツコト能ハサル場合ニ限り補缺選挙ヲ爲スモノトス
第二十一條第三項及第四項規定ハ總代ニ之ヲ準用ス
第二十二條ノ九 總代ハ其ノ選挙区域内ニ於ケル組合員ノ三分ノ二以上同意ヲ以テ何時ニテモ之ヲ解任スルコトヲ得
第二十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第二十三條 本組合ハ理事会ノ決議ニヨリ顧問若干名ヲ置ク顧問ハ組合ノ重要ナル事務ニ參與ス
第二十四條 總代会ハ通常總代会及臨時總代会ノ二種トス
通常總代会ハ毎年一回一月ニ之ヲ開ク
臨時總代会ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク
一 理事カ必要ト認メタルトキ
二 監事カ財産狀況又ハ業務ノ執行ニ付不整ノ廉アルコトヲ發見シタル場合ニ於テ之ヲ總代会ニ報告スル爲必要ト認メタルトキ
三 理事全員ノ欠ケタルトキ
四 總組合員又ハ總代ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ總代会ノ目的其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書簡ヲ提出シテ組合員又ハ總代会招集ノ請求アリタルトキ
第二十五條 總代会ノ招集ハ會議ノ日ヨリ少クトモ五日前ニ書面ヲ以テ各總代ニ通知スルコトヲ要ス前項ノ通知書ニハ其ノ會議ノ目的タル事項日時及場所ヲ記載シ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス
總代会ハ豫メ總代ニ通知シタル事項以外ノ決議ヲ爲スコトヲ得ス但シ緊急且輕微ノ事項ニシテ出席總代ノ過半数ノ同意アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ場合ニ於テハ次期總代会ニ於テ理事之ヲ報告スルコトヲ要ス
第二十六條 總代会ハ總代ノ半数以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ同一目的ヲ以テ再度招集シタル總代会ハ總代ノ三分ノ一以上ノ出席ヲ以テ足ル
總代会ノ決議ハ出席シタル總代ノ過半数ヲ以テ之

ヲ爲ス

産業組合法ニ別段ノ定アル事項ヲ議決スル場合亦同シ

第二十七條 總代会ノ議長ハ組合長之ニ當ル組合長事故アルトキハ理事ノ互選ニ依ル

第二十四條第三項第二號及産業組合法第三十四條ノ二ノ場合ニ於ケル總代会ノ議長ハ總代会ヲ招集シタル監事之ニ當ル其ノ多數ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依ル

總代会ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席總代ノ互選ニ依リ議長ヲ定ムルコトヲ得

第二十八條 總代ハ二人以上ノ總代ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第二十九條 總代会ニ於テハ決議録ヲ作り開會ノ日時場所出席者ノ員數及會議録ノ顛末ヲ記載スルコトヲ要ス決議録ニハ議長及監事之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第三十條 總代会ノ議事ニ關スル細則ハ總代会ニ於テ之ヲ定ム

第三十條ノ二 解散又ハ合併ノ決議ヲ爲サントスルトキハ總會ヲ招集ス

總代会ニ關スル規定ハ別ニ定ムル規定ヲ除クノ外總會ニ之ヲ準用ス

總會ノ決議ハ出席シタル組合員ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス

組合員ハ十人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第三十一條 本組合ニ信用評定委員五十名以内ヲ置クコトヲ得

信用評定委員ハ總代会ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

信用評定委員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ二箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

第三十二條 信用評定委員ハ總代会ノ決議ニ依リ何時ニテモ解任スルコトヲ得

信用評定委員ノ選任及解任ニ關シテハ理事及監事ノ例ニ依ル

第三十三條 信用評定委員ハ一月定會ヲ開キ組合員各自ノ信用ヲ評定シ信用程度表ヲ作成ス

信用程度表ハ理事之ヲ保管シ役員ノ外閱覽スルコトヲ得ス

第三十四條 理事監事及信用評定委員ハ名譽職トス但シ理事ノ内一名ヲ有給トナスコトヲ得

理事監事及信用評定委員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第三十五條 本組合ニ主事一名書記若干名ヲ置キ組合長之ヲ任免ス

主事、書記ハ理事及監事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事

ス

第四章 事業ノ執行

第三十六條 本組合ノ事業年度ハ毎年一月一日ニ始リ十二月三十一日ニ終ル

第三十七條 組合員カ貸付ヲ請求シタルトキハ理事ハ信用程度表及貸付金ノ用途ヲ調査シ其ノ金額及貸付ノ方法ヲ定ムルモノトス

第三十八條 理事貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ保證人ヲ立テシメ又ハ擔保ヲ供セシムルコトヲ要ス

第三十九條 貸付金ノ辨濟期限ハ一年以内ニ於テ之ヲ定ム但シ特別ノ事由アルトキハ三年以内ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

第四十條 貸付金期限經過後ハ百圓ニ付日歩五錢以内ニ於テ理事ノ定メタル延滞利息ヲ徴収ス

第四十一條 理事ハ貸付金使用ノ實況ヲ監査シ貸付ノ目的ニ反スルモノト認ムルトキハ期限前ト雖辨濟ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十二條 貯蓄取扱ハ一回五錢以上トス

加入豫約者ノ貯金ハ一人ニ付出资一口ノ金額ヲ超ユルコトヲ得ス

貯金ノ利息ハ理事ニ於テ別ニ定メタルモノヲ除クノ外毎年五月末及十一月末ノ兩度ニ於テ之ヲ元本ニ組入ルルモノトス

第四十三條 貸付金ノ利率及貯金ノ利率ハ左ノ制限内ニ於テ理事之ヲ定ム

一 貸付金ニ於テハ日歩四錢以下

二 貯金ニ於テハ日歩三錢以下

第四十四條 組合ノ餘裕金ハ郵便局又ハ總代會ノ承認ヲ經タル銀行又ハ信用組合其ノ他ノ團體ニ預入ルルノ外第十九條ノ規定ニ依ル有價證券ヲ買入ルルコトヲ得

第四十五條 事業執行ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム

第五章 剩餘金處分並損失補填

第四十六條 剩餘金ハ準備金、共濟積立金、獎勵積立金及特別積立金ニ積立ツヘキ金額ヲ控除シタル後ニ非サレハ之ヲ配當金及其ノ他ニ處分スルコトヲ得ス

第四十七條 剩餘金ノ配當ハ拂込濟出資額ニ應シ其ノ率ハ年六分以下トス

第四十八條 損失ノ補填ハ準備金ヲ以テス

第六章 加入及脱退

第四十九條 組合ニ加入セントスル者又ハ増口ヲ爲サントスル者ハ申込書ヲ理事ニ差出スコトヲ要ス理事前項ノ申込ヲ承認シタルトキハ其旨申込者ニ通知シ第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記載スルモノトス

第五十條 加入豫約ノ申込アリタルトキハ理事ハ其ノ許否ヲ決シ申込人ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要

ス加入豫約者ノ貯金額カ現在組合員ノ出资一口ニ對スル拂込金額ノ最少額ニ達シタル後ニ非サレハ加入セシムルコトヲ得ス

第四十九條ノ規定ハ加入豫約者ヲ組合ニ加入セシムル場合ニ準用ス但シ此ノ場合ニ於テハ加入豫約者ノ貯金ハ其ノ全部ヲ出资ノ拂込ニ充ツルコトヲ要ス

第五十一條 加入豫約者第五十六條第二號又ハ第三號ニ該當スルトキハ總代會ノ決議ニ依リ豫約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第五十二條 持分ヲ讓渡サ（セ）ムトスル場合ニ於テハ理事ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス持分ヲ讓受ケムトスル者カ組合員ニ非サルトキハ第四十九條ノ規定ヲ準用ス

第五十三條 組合員カ脱退セムトスルトキハ少クとも其ノ事業年度末六箇月前ニ其ノ旨ヲ理事ニ豫告スルコトヲ要ス

第五十四條 死亡ニ因リ脱退シタル組合員ノ相續人ハ遲滞ナク加入ノ手續ヲ爲シタルトキハ組合ハ被相續人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲ爲サシテ之ヲ被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノト看做ス

第五十五條 組合員カ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ總代會ノ決議ニ依リ之ヲ除名スルコトヲ得

一 出资ノ拂込、過怠金ノ納付貸付金ノ辨濟若クハ支拂ヲ怠リ期限後一ヶ月内ニ其ノ義務ヲ履行セサルトキ

二 組合ノ事業ヲ妨クル行爲アリタルトキ

三 犯罪其ノ他ノ行爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

第五十六條 組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ除名者ニ限り其ノ拂込濟出資額ノ半額ニ止メ其ノ他ハ脱退者ノ拂込濟出資額ヲ限度トス但シ死亡、禁治産、其ノ他理事會ニ於テ止ムコトヲ得サルモノト認メタル事由ニ依リ脱退シタル組合員ニハ脱退當時ノ組合財産ニ依リ之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ其ノ拂込濟出資額及前年度末ニ於ケル準備金ニ對スル持分ニ相當スル金額ヲ拂戻スヘシ

第七章 解散

第五十七條 本組合解散シタルトキハ理事清算人トナル

第八章

第五十八條 總代選舉ハ當分ノ内之ヲ行ハス組合長ノ指名ニ依ル

組合事務所

臺北市樺山町（臺北州廳内）電話一五二二番

臺北市京町（都通）電話一七二九番

臺北市新起町（新起公會内）電話二八一八番

振替口座臺灣四六二二番

台北庶民信用組合について

以上の定款において確認しておくべきことは、組合の目的が産業、経済の発達に必要な資金の貸付、貯金の便宜をはかり、相互救済を行うこと（第1条）、組合組織を有限責任とすること（第3条）、組合の区域は台北州、台北市一円とすること（第4条）、組合員は区域内に住居し独立の生計を営むもの（第6条）、同一の目的を有する他の組合に加入できないこと（第7条）、組合の存立期間は30年とすること（第9条）、一口の出資金は5円であり、1回分の50銭を納入すれば会員になれたこと（第11、12条）である。この出資金は全島の産業組合では最低額であり⁽²⁶⁾、台北の日本人中小産業者、貧困層を対象としたものであった。組合組織は理事11名、幹事5名を置き、理事の互選により組合長1人を置き、組合長が事務を総理すること（第20条）、総代会を設けること（第22/2）、総代は10の選挙区ごとに組合員30名につき1名選出すること（第22条/3）、総代会は通常総代会毎年1回1月開催と臨時総代会の二種あった（第24条）、信用評定委員を50名以内置くこと（第31条）、主事1名、書記若干名置き、組合長が任免する（第35条）ことであった。

VI 台北庶民信用組合の事業

同組合は昭和3年9月13日より事業を開始した⁽²⁷⁾。

創立当初は手島綾治が主事となり、樋口が経営上の一切を切り盛りし、組合員の普及に努めたが、「創立当初

はむしろ庶民階級者の金融機関としての機能を十分に發揮し得ず反って官公吏等の借金機関たるの誹を受けた」⁽²⁸⁾が、年度末には組合員508名、出資金14,830円、貸付金11,981円、貯金11,261円、剰余金808円という成績であった⁽²⁹⁾。

その後は表1にあるように組合員は年々増加し、特に昭和8年度（1933）には事業量が急激に増加したが、これは「當局（台北州）の産業組合擴大強化運動其效を奏した」こと、「組合の内容が社会各方面によく了解せられて加入利用が殖へたもの」⁽³⁰⁾であったと言われている。そして「臺北商工臺北勸業信用其他有力な信用組合が相次いで市内に設立せられて産業組合に対する市民の關心、認識も高くなり本組合の事業經營の上にも好い意味の變革が到來し」、台北州庁の一隅にあった本組合の事務所を台北市街頭への進出が唱えられ、第五回通常総会において事務所新築移転が議決された。昭和9年（1934）台北市都通の市有地の貸下げを仰ぎ工事費6000余円を投じて事務所を新築し、昭和10年（1935）2月より主たる事務所をここに移し、州庁内にあった事務所は従たるものとし、新起町出張所も存置し、合計三ヶ所で經營することになった⁽³¹⁾。都通の新設事務所は昭和10年1月10日に竣工し、工事費6000円と電灯取付水道引込現場監督費と合わせて総計6740円を要した⁽³²⁾。

表2は昭和12年度（1937）における台北信用組合と台北庶民信用組合の比較をしたものである。総計は台北州

表1 台北庶民信用組合成績一覧表

年 度	組 合 員 数	出 資 総 額	借 入 金	貯 金	運 轉 資 金 総 計	貸 付 金	剰 余 金
S 3	508	14,830	—	11,261	12,508	2,981	808
S 4	854	25,940	—	63,706	87,803	64,221	1,590
S 7	1,491	44,270	—	135,734	188,074	148,350	6,213
S 8	1,873	54,895	—	278,751	347,585	277,629	7,732
S 10	3,372	96,420	20,000	995,031	1,133,678	709,554	15,015
S 13	4,346	130,674	17,588	1,829,338	2,036,050	1,377,509	22,776
S 14	4,608	142,430	16,539	2,365,158	2,591,761	1,740,773	31,019
S 15	4,722	149,800	15,438	2,496,111	2,745,046	2,263,643	47,037

（出典：昭和3年は『創業満七年事務所落成記念 有限責任台北庶民信用組合沿革誌 附事業概況』、その他は『台湾産業組合要覧』台湾總督府、昭和4、7、8、10、13、14、15年度版。運轉資金総計は拂込済出資金、準備金、積立金、借入金、貯金の総計で、金額は円である。）

表2 台北信用組合・台北庶民信用組合の比較

組 合 別 ・ 種 別	組 合 員 数	出 資 口 数	出 資 金		諸 積 立 金	借 入 金	貸 付 金	手 形 割 引	貯 金
			出 資 総 額	拂 込 済 出 資 額					
臺 北 信用組合	1,901 (7.2)	13,982 (8.9)	699,100 (18.7)	622,253 (23.9)	798,455 (40.6)	—	2,849,848 (21.3)	—	2,674,067 (22.2)
臺北庶民 信用組合	3,751 (14.3)	21,766 (13.9)	108,830 (2.9)	107,632 (4.1)	31,443 (1.6)	19,541 (0.7)	1,001,405 (7.5)	—	1,133,823 (9.4)
台北州計	26,315	156,745	3,736,505	2,601,654	1,968,274	2,788,066	13,378,062	216,091	12,021,858

（出典：『台湾産業組合年鑑』澁谷平三郎編輯、台湾産業經濟調査所、昭和12年11月、臺北州一般概況<上>。金額は円である。）

表3 累年総益金並処分

年度別 ・ 区分	総益金	総損金	差引剰余金	此ノ処分			
				準備金	其他積立金	配当金	同歩合
昭和3年	1,880.44	1,072.00	808.44	300.00	408.44	—	繰越
4	6,280.40	4,689.82	1,590.58	500.00	666.46	424.12	繰越
5	12,817.98	4,203.66	4,203.66	1,100.00	1,274.46	1,629.20	年六分
6	15,476.85	10,378.50	5,098.35	1,500.00	1,593.81	2,004.54	年六分
7	18,769.96	12,556.28	6,213.68	2,000.00	1,788.90	2,424.78	年六分
8	26,665.07	18,932.46	7,732.07	3,000.00	1,891.76	2,840.85	年六分
9	47,895.32	32,785.24	11,110.08	4,500.00	2,721.20	3,888.88	年六分

(出典：『創業満七年事務所落成記念 有限責任台北庶民信用組合沿革誌 附事業概況』、金額は円である。)

全体の産業組合統計である。州全体の数値を100として、台北信組、台北庶民信組とを比較し、その数値を()内に入れてある。同表の()内数値に注目すると、台北信組は組合員数が7.2に対して出資総額が18.7、諸積立金が40.6、貸付金が21.3、貯金が22.2であり、いずれの数値も組合員数の数値よりも高く、即ち、組合員数に比べて事業成績が高いことがわかる。これに対して、台北庶民信組は組合員数が14.3に対して出資総額が2.9、諸積立金が1.6、借入金が0.7、貸付金が7.5、貯金が9.4となり、いずれの数値も組合員数の数値よりも低く、即ち、組合員数に比べて事業成績が低いことが分る。つまり、台北信組は中小産業者の中でも比較的上位の階層のものからなるのに対して、台北庶民信組は中小産業者の中でも比較的下位の階層のものからなっていたことが理解できよう。両信組とも貸付金の規模より、貯金の規模が大きく、貯金額の範囲内で貸付をおこなっていたが、特に目立った相違点は、台北信組は諸積立金の規模が大きいものに対して、台北庶民信組はその規模が小さいことである。この差異は両者の歴史的経過年月の差異と組合員の経済的状況を反映した経営基盤の強弱の差異に基因しているものと言えよう。

表3は昭和3年より9年(1928~34)までの総益金、総損金、差引剰余金とこの剰余金処分の内容(準備金、其他積立金、配当金、同歩合)である。同表より明らかのように剰余金は毎年出ており、その額は年々増加していること、剰余金の処分方法は昭和3年は創立時期ということもあって準備金と積立金に用いられ、組合員への配当はなかったが、昭和4年以後、毎年、準備金、積立金、配当金に振り分けられ、昭和4年時は積立金の比率が高かったが、5年時は配当金の率が高くなり、昭和9年時では凡そ準備金：積立金：配当金=40：25：35の比率であった。配当金は出資金に対して年6分の割合であった。時期は遡るが昭和4年時期の台北州下信用組合の配当を見ると、日本内地の各信用組合は出資払込金額の六分より以上の配当は絶対にできないが本島は特殊の事情

もあるので組合そのものの内容が充実し且つ経営が合理的でさえあれば州知事の承認を経て出資払込の一割二分以内を配当し得ることに規定されていたが、実際においては一割配当が台北、樹林、新莊、木柵、板橋、三峡、九分配当が萬華、基隆の各信用組合であり、これらは優秀な組合とされていた⁽³³⁾。それに比べると、台北庶民信用組合は日本内地並の低い配当基準であったと言えよう。

次に昭和9年度(1934)における業務成績を表4、5より見てみよう。

表4より組合資産は払込未済出資金294口847.48円、預金が株式会社商工銀行、同三和銀行、城南信用組合、温故信用組合、城東住宅信用組合、郵便振替貯金へ合計244,468.69円、貸付金1,865口479,468.18円、什器1,940.73円、有価証券(勸業債券)100.00円、仮払金(新築事務所建築費・諸費用)6,353.76円、現金無しの合計733,178.84であった。

表5より負債は組合員貯金701口243,281.82円、加入予約者貯金23口260.47円、産業組合法第1条第3項による貯金(団体貯金、家族貯金)354,422.45円、仮受金315.28円、未経過利息1,705.48円、未払貯金利息4,065.34円、未払配当金877.38円、借入金(勸業銀行)20,000.00円の合計624,927.22円で、差引資産額が108,251.62円であった。

ここで注目すべきことは前述したように昭和9年度の台北庶民信用組合も資産が負債を上回り、差引資産、即ち剰余金が10万円以上に達していること、そして、組合員貯金、団体貯金、家族貯金の合計内で組合員に資金の貸付を行っていることである。そして、資産の内訳では組合員への貸付金が一番多く全体の65.4%を占め、次に預金が33.3%を占め、その次が新築事務所の仮払金が0.9%である。

預金は銀行、信用組合への預金が上げられているが商工銀行、三和銀行への銀行預金が合計139,910.62円に対して、城南信用組合、温故信用組合、城東住宅信用組合

台北庶民信用組合について

表4 資産（昭和9年12月31日）

勘定科目	摘要	金額(円)
拂込未済出資金	294口	847.48
預金	株式会社商工銀行 56,787圓04 同三和銀行 83,123圓58 城南信用組合 25,000圓00 温故信用組合 40,000圓00 城東住宅信用組合 39,000圓00 郵便振替貯金 558圓07	244,468.69
貸付金	1,865口	479,468.18
什器	金庫外 134件	1,940.73
有価証券	勸業債券十圓額面十枚	100.00
假拂金	新築事務所建築費並諸費用	6,353.76
現金	ナシ	—
合計		733,178.84

〔出典：『創業満七年事務所落成記念 有限責任台北庶民信用組合沿革誌 附事業概況』〕

表5 負債（昭和9年12月31日）

勘定科目	摘要	金額(円)
組合員貯金	701口	243,281.82
加入豫約者貯金	23口	260.47
産業組合法第一條第三項ニ依ル貯金	團體貯金 256口 276,654.37 家族貯金 157口 77,767.08	354,422.45
假受金	105件	315.28
未経過利息	599口	1,705.48
未拂貯金利息	1,135件	4,065.34
未拂配當金	五年度 93件 六年度 170件 七年度 107件 八年度 267件	877.38
借入金	勸業銀行	20,000.00
合計		624,927.22

差引資産額拾萬八千二百五十一圓六十二錢

〔出典：『創業満七年事務所落成記念 有限責任台北庶民信用組合沿革誌 附事業概況』〕

表6 組合員出資口数（昭和9年度末）

職業別・年度別	前年度末		本年度増加		本年度減少		本年度末現在	
	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数
農業	15	84	—	—	—	—	15	84
工業	39	217	12	237	1	10	50	444
商業	608	3,940	186	1,879	4	41	790	5,778
其他	1,211	6,738	678	2,608	17	72	1,872	9,274
計	1,873	10,979	876	4,724	22	123	2,727	15,580

〔出典：『創業満七年事務所落成記念 有限責任台北庶民信用組合沿革誌 附事業概況』〕

への信用組合預金が104,000.00円、そして郵便貯金が588.07円あり、銀行57.2%、信用組合42.5%、郵便局0.2%の割合になっており、銀行と他信用組合への預金が各々ほぼ半ばを占めていたことである。

表6は組合員の出資口数を示している、昭和9年度末の組合員数が2,727人であるが、農業が15人（0.6%）、工業が50人（1.8%）、商業が790人（29.0%）、其他が

1,872人（68.6%）で、其他が一番多く、商業がそれに次いでいる。出資口数は合計15,580で、その内農業が84（0.5%）、工業が444（2.8%）、商業が5,778（37.1%）、其他が9,274（59.5%）である。大凡は組合員数と出資口数が比例しているが、商業者の出資口数が組合員数の割合から言って他よりも出資口数が多いことがわかる。

ただ、其他の階層の詳細は不明であるが、台北庶民信

用組合は「内地人小商工業者」⁽³⁴⁾、「臺北市内に於ける生活困難とも云ふ可き圏内にある者は戸數約三千五百、人口に於て一萬餘」⁽³⁵⁾の人々のために作られたと言われていることから、一般労働者が多く占めていたのではないであろうか。

VII 組合の理事・幹事

表7には理事、表8には幹事が上げられており、これらの中で経歴の明らかな人物についてその概要を述べよう。

三輪幸助は「大正12年(1923)7月1日臺中州勸業課理事官七等七級課長、大正13年(1924)7月1日臺中州農事試験場理事官場長事務取扱勸業課長、昭和2年(1927)7月1日臺北州内務部地方理事官五等五級教育課長從六、昭和3年(1928)7月1日臺北州内務部地方理事官五等四級教育課長從六」とあり、昭和3年9月に台中州新高郡守に転勤した官僚である⁽³⁶⁾。

名和仁一は大正9年(1920)10月文官高等試験にパスし、同11年(1922)総督府属に任じて来台、内務局勤務と爲り督府編集官を兼任し、同13年(1924)3月総督府州理事官に任じ高雄州内務部教育課長に転じ、同年4月高等女学校事務取扱を命ぜられ、昭和3年(1928)7月臺北州内務部地方課長に転勤し、翌4年(1929)7月同

州内務部勸業課長兼務を命ぜられ、5年(1930)4月台中市尹に転じ勲六等に叙し瑞宝章を授けられた。そして7年(1932)4月の人事異動に於て府事務官に栄進し、高等官四等に陞叙、総督府官房会計課長に就任した官僚である⁽³⁷⁾。

前田兼雄は「大正12年(1923)7月1日台北州土木課技師五等五級從六、昭和3年(1928)1月1日台北州地方技師三等四級土木課長從五勲六、昭和10年(1935)1月1日台北州内務部地方技師三等一級土木課長正五勲五」とあり⁽³⁸⁾、一貫して台北州の地方技師であった。

小宮元之助は「長崎縣の出身で法曹界の長老として衆望を一身に集む、曾て明治法律學校を卒業するや海外に雄飛すべく志し郷關を辭して空拳を揮ひ渡臺し、當初檢察官に任じて其の敏腕を發揮し、後辯護士開業、以來銳意熱誠を以て使命に邁進し其の辯護を需むる者に對しては如何なる人たるを問はず懇切に求めに應じ一度之を引受くるや殆んど自己の利害を省みず最も公平に責任を盡す故に氏の辯護を請ふもの常に絶へずと言ふ、而して氏の公共的方面は靜修女學校顧問、臺北州協議會員等である」と言われ、弁護士兼台北州協議會員であった⁽³⁹⁾。

三卷俊夫は「郷里は山口縣吉敷郡名田島村で明治三十七年京都帝大法科出身の法學士である、學校を出て直ちに臺銀の人となり神戸支店に約三年間在勤し後本店監督

表7 役員沿革(理事)

	昭和3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
理事	三輪 幸助	鈴木 秀夫	鈴木 秀夫	鈴木 秀夫	那須 重徳	藤田 淳教	藤田 淳教	藤田 淳教
同	名和 仁一	名和 仁一	鶴 友彦	鶴 友彦	鶴 友彦	和田 彰	和田 彰	和田 彰
同	前田 兼雄	鳥井 勝治	細井 英夫					
同	小宮元之助							
同	三卷 俊夫							
同	郭 廷 俊	郭 廷 俊	郭 廷 俊	郭 廷 俊	郭 廷 俊	郭 廷 俊	郭 廷 俊	郭 廷 俊
同	中村不羈兒							
同	—	—	鈴木 重嶽					
同	—	—	佐野 研三					
同	—	—	大歳徳太郎	大歳徳太郎	大歳徳太郎	大歳徳太郎	大歳徳太郎	大歳徳太郎
同	—	—	近藤 満夫					

(出典：『創業満七年事務所落成記念 有限責任台北庶民信用組合沿革誌 附事業概況』)

表8 監事

	昭和3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
監事	鶴 友彦	江藤 昌之	蓑和藤治郎	蓑和藤治郎	蓑和藤治郎	蓑和藤治郎	蓑和藤治郎	蓑和藤治郎
同	森田 俊介	森田 俊介	森田 俊介	飯田 清				
同	蔡 彬 准	蔡 彬 准	蔡 彬 准	蔡 彬 准	蔡 彬 准	蔡 彬 准	蔡 彬 准	蔡 彬 准
同	—	—	柯 秋 潔	柯 秋 潔	柯 秋 潔	柯 秋 潔	柯 秋 潔	柯 秋 潔
同	—	—	—	深谷 壽之	深谷 壽之	深谷 壽之	吉森 八郎	吉森 八郎

(出典：『創業満七年事務所落成記念 有限責任台北庶民信用組合沿革誌 附事業概況』)

課に轉じ本店中の腕利きとして聞へてゐた、其の後臺中支店長や汕頭支店長などに轉々し約八年間銀行の飯を喰った人、大正五年臺灣倉庫會社の設立さるゝに及び選ばれて専務取締役となり爾來今日に及ぶ人である。……三卷氏は銀行時代からそんな型に囚はれた人ではなく運動は氏の大なる道樂であると同時に信仰の対象である即ち這般臺灣名勝の一となった淡水のゴルフリンクの如きは氏の努力で築き上げられたものである」と言われ、台湾倉庫株式会社専務取締役、台北州協議会員である⁽⁴⁰⁾。

郭廷俊は「東京専修大學經濟科を卒業す、在學中當時の東洋協會専門學校講師として教鞭を執り、「斯くて歸臺するや主家たる訓眉建業株式會社並に林本源柏記産業株式會社の支配人と爲り、社長林鼎禮並に林伯壽の兩氏を佐けて業務にいそしみ忠勤一貫して遂に兩社取締役に選任され現在に至る人であるが此の間大正九年(1920)公稱資本金五百萬圓の大成火災海上保險株式會社を創立し」たが、「社長乗取運動」があつたため、自らは常務取締役を退き、「(林)熊光氏と益子(逞輔)氏の二人が常務で」行われた。「氏は現に稻江信用組合長又は臺灣社會事業協會理事」であり、「稻江信用組合は全島隨一の大を誇るもの其の組合員の多衆、事業預金の巨額なる到底華南銀行等の及ぶ所でない併も成績常に良好創業以來何等の不祥事も出來せず氏の高潔なる性格に感化されて公明正大に進んで」いる。また、「臺北に總商會と稱する團體が組織され氏が其の會長に擬せられ」ており、そして「督府評議員に選任された」⁽⁴¹⁾と言われ、稻江信用組合長、台北總商會會長、台湾總督府評議員である。

中村不羈兒は「大正14年(1925)7月1日台北州内務部属四、昭和4年(1929)8月1日台北州内務部社会事業主事(七等待遇)十 從七勲八、昭和10年(1935)1月1日台北州社会事業主事(五等待遇)八 從六勲六」⁽⁴²⁾という台北州の社会事業主事であり、「本組合の事務は臺北州社會主事の中村不羈兒氏が事務を總覽して組合發達に爲めには創立以來其の衝に當り今や組合員三千名に達せんとする」⁽⁴³⁾と言われるから、三輪幸助、名和仁一の後をうけ昭和5年(1930)頃から組合長になったものと思われる⁽⁴⁴⁾。

鈴木秀夫は「大正14年(1925)7月1日淡水郡役所地方理事官七等八級郡守、昭和2年(1927)1月1日台湾總督府警務局事務官六等、警察官及司獄官練習所教官、昭和4年(1929)8月1日台北州内務部地方理事官五等五級教育課長從六、昭和6年(1931)1月1日台北州内務部地方理事官四等四級教育課長正六」⁽⁴⁵⁾という台北州教育課長であつた。

鳥井勝治は「大正11年(1922)7月2日~12年(1923)2月1日高雄州内務部州理事官州屬、大正14年(1925)1月1日臺南州知事官房地方理事官六等六級調

停課長從七勲七、昭和4年(1929)1月1日臺北州地方理事官五等四級調停課長從六勲六、昭和7年(1932)7月1日臺北州知事官房地方理事官四等三級調停課長正六勲五」⁽⁴⁶⁾という経歴をたどり、昭和4~7年当時、台北州調停課長であつた。

鶴友彦は「大正13年(1924)7月1日臺灣總督府殖産局農務課事務官糖務課勤務、糖務課事務官七等十級從七、大正14年(1925)1月1日臺南州警務部地方警視七等八級警務課長從七、昭和3年(1928)1月1日臺北州地方理事官六等六級勸業課長正七、昭和6年(1931)1月1日臺北州内務部地方理事官四等四級地方課長正六」⁽⁴⁷⁾という経歴をたどり、昭和3~6年当時、台北州地方課長であつた。

鈴木重嶽は『旧植民地人事総覧 台湾編』に載る鈴木重男の事かと思われるが、同氏は「昭和4年(1929)1月1日臺北州地方理事官七等(兼)總督府屬、昭和7年(1932)7月1日臺北州知事官房地方理事官五等(兼)總督府屬」⁽⁴⁸⁾とあり、台北州地方理事官であつた。

佐野研三の詳細は不明であるが昭和10年(1935)1月31日に開催された台北庶民信用組合の「昭和九年度第七回通常総会」で「特別積立金千五百圓ヨリ金千三百圓ヲ支出シ創立以來組合役員トシテ盡瘁サレタル諸氏ニ感謝ノ微意ヲ表スル爲メ贈呈シタシ」との提案に対して、この提案自体は同総会です承されたが、「理事佐野研三ハ吾々ハ組合委員各位ノ厚意ニ對シテハ感激措ク能ハザル處ナルモ特ニ金錢ヲ以テ酬イラルコトハ本意ニツキ潔ク辭退スル旨ノ挨拶」⁽⁴⁹⁾を行つた人物である。

那須重徳は「明治34年(1901)1月15日長野縣上伊那郡中箕輪村に生れ」、大正13年、「東京帝國大學に學び昭和二年三月卒業、翌三年十月には文官高等行政科試験に合格し、……(昭和)六年五月臺灣總督府地方理事官に任じ高等官七等に叙して來臺、臺北州内務部教育課長を歴て七年四月臺南州新化郡守に轉任し以來今日に至るのである」、「産業に交通に衛生に將た又教育社會事業に各般の施設駁々として進み氏赴任以來一段の光彩を添ふるに至つたと言ふ」⁽⁵⁰⁾。即ち、台湾總督府理事官である。

藤田淳教は「現籍鹿兒島縣始良郡國分町向花の出身で、大正6年(1917)沖繩縣師範學校を卒業し、同縣訓導拜命、大正9年(1920)休職となり、日本大學に入り勉學の傍ら東京市内小學校訓導と爲つて教鞭を執り、大正14年(1925)卒業し同年文官高等試験に合格し退職して渡臺、15年(1926)臺南州屬に任ぜられ、昭和3年(1928)地方理事官に榮轉して高雄州岡山郡守と爲り、翌四年臺北州勸業課長に轉じ更に教育課長」⁽⁵¹⁾となつたと言われ、地方理事官、臺北州教育課長である。

森田俊介は「昭和2年(1927)7月1日臺中州大屯郡役所地方理事官七等八級郡守從七、昭和3年(1928)1月1日臺北州地方警視七等七級警務課長從七、昭和4年

(1929) 1月1日臺北州地方警視六等七級警務課長正七⁽⁵²⁾であり、台北州の警務課長である。

蔡彬准は「本島中堅的人物」とされ、「萬華唯一の代表人物として呉昌才没後は君が一切の公的方面に活躍されて居る。思想は堅實で、島民代表者として官廳側から非常な信望を得て居る。市協議會員から州協議員に擧げられ(れ)州政に關して眞面目なるものがある。君は將來本島中堅的人物として府の最高諮問機關たる評議會員に選ばれる、資格は充分にある。先年内臺融和劇を開催せる處、君は率先して多大の犠牲を拂ったことは今尚公共美譚として昔語りの一つになって居る」⁽⁵³⁾と言われる人物である。

袁和藤治郎は「明治5年(1872)10月新潟縣東頸城郡安塚村袁和庄八の三男に生る」、「明治25年(1892)中央大學の前有東京法學院を優等の成績で卒業し、時の自由黨に入り政界に活躍す、尋で高田市の北斗新聞社に招聘されて主筆となり、自由民権論を主唱して政府の施政を攻撃し、名聲を高めた、明治30年(1897)4月新聞社を去って臺灣に渡來し、訴訟代人の登録を爲し後辯護法が臺灣に實施されるに及び辯護士と爲り以て現在に及ぶ人、此の間日刊臺灣民報を創刊し後之を廢刊して大正4年(1915)臺灣經世新報を創立して社長と爲り、以來言論界を風靡し不偏不黨嚴正中立を標榜して數多の讀者を歡喜せしむ、大正9年(1920)新制度實施と共に臺北州協議會員に任命され以來州政に盡し功勞あり、その他社會事業委員、常置方面委員、衛生委員、所得税調査委員等に選任され社會公共の爲め貢獻する所尠くない」⁽⁵⁴⁾と言われ、台湾經世新報社長、台北州協議會員である。

飯田清は「静岡縣の人、明治17年(1884)の誕生」、「氏の渡臺は大正2年(1913)で天龍木材會社支店を臺北に設置したのは、大正5年(1916)であった。氏は生來材木で腕を練り上げた人で今や斯界に名を成し本島木材界の巨頭である」。「會社は主として内地材を扱ってゐるが一面東洋コンクリート株式會社社長であり本島産木材に對しても多大の趣味と經營上の抱負を有ってゐる」と言われ、天龍木材株式會社台北支店支配人、台北市協議會員である⁽⁵⁵⁾。

江藤昌之は「昭和4年1月1日臺北州地方理事官七等七級勸業課長從七」⁽⁵⁶⁾である。

柯秋潔は芝山巖學堂の生徒で、後に國語學校第一附屬學校雇となつた人物である⁽⁵⁷⁾。

細井英夫は「東京市の人で長じて東京商科大學に入り大正15年(1926)3月に卒業す。此の間十余年文官高等行政科試験にパスせり、學校を卒業するや間もなく渡臺し同年4月新竹州屬拜命、昭和3年(1928)9月總督府地方理事官に任じ高雄州鳳山郡守と爲り、同5年(1930)二年前任者瀬戸山兼斌氏と交替して海山郡守に轉じ其の後新竹州地方課長より臺南州地方課長に轉じ」

た人物であり、昭和3年当時總督府地方理事官であつた⁽⁵⁸⁾。

近藤満夫は宮崎縣人で明治9年(1876)生まれ、早くから渡台し、台南庁巡查を振り出しに、34年(1901)には警部に進み、大正8年(1919)台東庁警視となり、翌9年(1920)台北北警察署長、同13年(1924)依願免官した。爾來、国防義會評議員、台北市協議會員、昭和11年(1936)台北州會議員となる。台北実業信購利組合専務理事、度量衡販売業を営む⁽⁵⁹⁾。

深谷壽之、大歳徳太郎、和田彰、吉森八郎についての詳細は不明である。

以上の経歴が明らかな理事、幹事を分類すると、台北州の官僚の三輪幸助(教育課長)、名和仁一(地方課長)、前田兼雄(土木課長)、中村不羈兒(社會事業主事)、鈴木秀夫(教育課長)、鳥井勝治(調停課長)、鶴友彦(勸業課長)、鈴木重嶽(地方理事官)、那須重徳(台湾總督府地方理事官)、藤田淳教(勸業課長、教育課長)、森田俊介(警務課長)、江藤昌之(勸業課長)、細井英夫(台湾總督府地方理事官)と民間人の小宮元之助(弁護士、台北州協議會員)、三卷俊夫(台湾倉庫株式會社専務取締役、台北州協議會員)、郭廷俊(稻江信用組合長、台北總商會會長、台湾總督府評議會員)、蔡彬准(台北市協議會員、台北州協議員)、袁和藤治郎(弁護士、台湾經世新報社長、台北州協議會員)、飯田清(龍木材株式會社台北支店支配人、台北市協議會員)、柯秋潔(國語學校第一附屬學校雇)、近藤満夫(台北市協議會員、台北実業信購利組合専務理事、度量衡販売業)である。

組合長の中村不羈兒は台北州社會事業主事として、同州より専門に組合經營を担当した。他の台北州官僚には教育課長、地方課長、土木課長、調停課長、勸業課長、警務課長、地方理事官が名を連ねているが、恐らくは組合において補佐的な役割であつたであろう。民間人の多くは台北州協議會員、台北市協議會員であり、中には郭廷俊のように台湾總督府評議會員にも名を連ねている人物もいた。民間人の職業は弁護士、信用組合、新聞社、材木商、倉庫株式會社等からなり、台北州の名士であつた。

おわりに

昭和3年(1928)に台北市に設立された台北庶民信用組合は従来の信用組合には加入できない、台北州、台北市内日本人中小産業者及び庶民のための組合であつた。台北州方面委員後援會が母体となり、台北州からの資金援助と、1口5円という低額出資金により、一般庶民の加入により設立された、言わば台北州の社會事業の一環として設立された信用組合であつた。組合長、理事、監事には台北州の官僚、地元の名望家が入り、實際の運営は台北州社會事業主事の中村不羈兒が中心になつて行っ

ていた。

議決方式は台湾の一般形式の総代会方式をとっていた。

事業内容は、組合員を特別組合員と普通組合員に分け、特別組合員への配当を少なくし、普通組合員への配当を多くした。しかし、実際の普通組合員への配当は出資額の六分であり、これは台北州では低率であり、日本内地並であった。また貯金を奨励し、貯金総額の範囲内で貸付を行い、創立以来毎年剰余金を生み出し、健全経営が行われていた。

この台北庶民信用組合の設立により、台北州においては中小業者の下級階層の人々も信用組合に加入したことにより、従来の中小業者の上級階層の人々からなる台北信用組合等とともに、台北州においては、日本人全体をほぼ網羅した信用組合制度が整ったと言えよう。

註

- (1) 松田吉郎「台湾の産業組合について」(『台湾史研究』第14号、1997年11月)。
- (2) 松田吉郎「台北信用組合について」(『東洋史訪』第10号、2004年3月)。
- (3) 註(1)に同じ。
- (4) 澁谷平四郎『台湾産業組合史』産業組合時報社、昭和9年7月、198～202頁。
- (5) 註(4)に同じ。
- (6) 註(4)に同じ。
- (7) 註(4)に同じ。
- (8) 貝山好美(臺北正米市場組合常務理事)(商工係長) 大正13年(1924)7月1日臺北州内務部勸業課屬五、大正15年(1926)7月1日臺北州内務部屬四、昭和2年(1927)7月1日臺北州内務部屬四、昭和3年(1928)1月1日臺北州産業主事(七等待遇)十、從七(『旧植民地人事総覧 台湾編』日本図書センター、1997年2月)。氏は宮城縣の人、拓殖大學の出身で、臺灣に於ける氏の略歴は臺北州産業主事から臺中州青果同業組合副組合長に轉じ、更に昭和四年夏現在の正米市場常務理事に選任された人で極めて如才のない、前途春秋に富む洋々たる手腕家である、氏頭腦明晰而も伶俐にして圓滿なる性格の持主であるが故に能く青果同業組合のやうな愚にもつかぬ問題で紛擾常なき所を切り抜けたのであらう、世の中は何事に關はらず適材を適所に用ゐて始めて能率も上がれば事業の改良發展も從つて能ざる、而して正米市場理事は貝山氏の爲めに適所であるや否や吾人之を知らず、然しながら米は、本島産業の大宗で其の生産額に於ても第一位を占むるも其の取引現狀は尚ほ幼稚の域を脱せず、之が取引の改善を圖り島米の品種向上を促進する事は正米市場の使命であると同時に大なる意義がある、この意義ある仕事

今や氏の双肩に荷はれた譯である希は奮闘を祈る(大園市蔵『現代台湾史』日本植民地批判社、昭和9年4月)と言われている。

- (9) 註(4)に同じ。
- (10) 『創業滿七年事務所落成記念 有限責任台北庶民信用組合沿革誌 附事業概況』(有限責任台北庶民信用組合、昭和10年5月22日)。
- (11) 註(10)に同じ。
- (12) 註(10)に同じ。
- (13) 註(10)に同じ。
- (14) 註(10)に同じ。
- (15) 「台北庶民信用組合生る」『台湾之産業組合』(台湾産業組合協会)28号、昭和3年10月。
- (16) 註(10)に同じ。
- (17) 註(10)に同じ。
- (18) 註(10)に同じ。
- (19) 註(10)に同じ。
- (20) 註(10)に同じ。
- (21) 註(15)に同じ。
- (22) 註(15)に同じ。
- (23) 三輪幸助は大正12年(1923)7月1日臺中州勸業課理事官七等七級課長、大正13年(1924)7月1日臺中州農事試験場理事官場長事務取扱勸業課長、昭和2年(1927)7月1日臺北州内務部地方理事官五等五級教育課長從六、昭和3年(1928)7月1日臺北州内務部地方理事官五等四級教育課長從六(註(8)前掲『旧植民地人事総覧 台湾編』)とあり、昭和3年9月に台中州新高郡守に転動した(『改訂台湾人士鑑』台湾新民報社、昭和12年、1989年日本図書センターより『台湾人民辞典』と改名して復刻された)。
- (24) 名和仁一(臺北市書院町二丁目官舎)(總督府事務官、總務官房會計課長) 明治二十年六月山形縣枝山郡東郷村大字野川に誕生す、明治四十年三月山形縣師範學校卒業、小學校教員免状を受け更に廣島高等師範本科に入り四十四年三月同校地理歴史科を卒へ山形縣立米澤高等女學校教諭に任じ大正四年一月宮内省臨時書記拜命、同七年六月臨時帝室編纂會專務囑託となり、大正九年十月文官高等行政科試験にパスし、同十一年總督府屬に任じて來臺、内務局勤務と爲り督府編集官を兼任す、同十三年三月總督府州理事官に任じ高雄州内務部教育課長に轉ず、同年四月高等女學校事務取扱を命ぜられ、昭和三年七月臺北州内務部地方課長に榮轉し翌四年七月内務部勸業課長兼務を命ぜられ八月大禮記念章を授けらる、五年四月臺中市尹に補じ勲六等に叙し瑞寶章を授けらる、斯くて七年四月南總督の人事異動に於て府事務官に榮進高等官四等に

- 陞叙、總督府官房會計課長に就任し以て今日に至れり、人と爲り高潔直情稀に見る人格者である。(註(8) 前掲『現代台湾史』『旧植民地人事総覧 台湾編』)と言われている。
- (25) 創立時の定款は註(8)と同史料に載っている。本文で引用した定款は註(10) 前掲『創業満七年事務所落成記念 有限責任台北庶民信用組合沿革誌 附事業概況』所載のものである。
- (26) 註(4)に同じ。
- (27) 註(10)に同じ。
- (28) 註(4)に同じ。
- (29) 註(10)に同じ。
- (30) 註(10)に同じ。
- (31) 註(10)に同じ。
- (32) 註(10)に同じ。
- (33) 『台湾日日新報』昭和4年1月11日「台北州下信用組合の総会期と其の業績」。
- (34) 註(4)に同じ。
- (35) 註(10)に同じ。
- (36) 註(23)に同じ。
- (37) 註(24)に同じ。
- (38) 註(8) 前掲『旧植民地人事総覧 台湾編』。
- (39) 註(8) 前掲『現代台湾史』。
- (40) 註(8) 前掲『現代台湾史』。
- (41) 註(8) 前掲『現代台湾史』。
- (42) 註(8) 前掲『旧植民地人事総覧 台湾編』。
- (43) 註(4)に同じ。
- (44) 註(23) 註(24) 及び註(10) 前掲『創業満七年事務所落成記念 有限責任台北庶民信用組合沿革誌 附事業概況』、本論文表7より。
- (45) 註(8) 前掲『旧植民地人事総覧 台湾編』。
- (46) 註(8) 前掲『旧植民地人事総覧 台湾編』。
- (47) 註(8) 前掲『旧植民地人事総覧 台湾編』。
- (48) 註(8) 前掲『旧植民地人事総覧 台湾編』。
- (49) 註(10)に同じ。
- (50) 註(8) 前掲『現代台湾史』。
- (51) 註(8) 前掲『現代台湾史』。
- (52) 註(8) 前掲『旧植民地人事総覧 台湾編』。
- (53) 橋本白水『台湾統治と其功労者』南国出版協会、昭和5年7月。
- (54) 註(8) 前掲『現代台湾史』。
- (55) 註(8) 前掲『現代台湾史』。
- (56) 註(8) 前掲『旧植民地人事総覧 台湾編』。
- (57) 『芝山巖誌』(台湾教育会、昭和8年2月)50頁。
- (58) 註(8) 前掲『現代台湾史』。
- (59) 註(23) 前掲『改訂台湾人士鑑』。